

(記入例)

※金納・物納なし

貸し手 (登記名義人)

※登記名義人が亡くなっている場合は
相続関係図および委任状が必要です。

※自署

※自署

山口 花子 周南 太郎

手書き用

等促進計画 (一括)

公社(乙)に利用権を設定する者(甲)(地権者) 下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (甲 自署) 年 月 日 (住所) 周南市〇〇〇〇 ※自署 (氏名) 山口 花子 ※押印不要 (電話番号 - -)	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)(乙) (住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 桑原 恵利 (電話番号 083-924-0067)	公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙)(耕作者) 下記の2,3を合意し、裏面の4共通事項を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) 年 月 日 (住所) 周南市〇〇〇〇 ※自署 (氏名) 周南 太郎 ※押印不要 (電話番号 - -)
--	--	---

いずれか1つ

借り手 (耕作者)

1 各筆明細											
利用権を設定する農地											
NO	所在：周南市			地目※	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(丙)が(丙)に賃借で設定する契約期間	賃料 金納年額(円) 物納年数量(kg)	賃料の 支払方法
	大字	字	地番						始期 終期	円 □ kg	
〇〇	〇〇	100-1	田・畑 他()	1,000	1,000	使用賃借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 令和7年7月1日 終期 年3月31日	□ 円 □ kg □ 円/10a □ kg/10a	周南市の始期は4/1、7/1、10/1、1/1の年4回です。	
〇〇	〇〇	100-2	田・畑 他()	2,000	2,000	使用賃借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 令和7年7月1日 終期 年3月31日	□ 円 □ kg □ 円/10a □ kg/10a		
			田・畑 他()			使用賃借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日 終期 年 月 31日	□ 円 □ kg □ 円/10a □ kg/10a		
			田・畑 他()			使用賃借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日 終期 年 月 31日	□ 円 □ kg □ 円/10a □ kg/10a		
			田・畑 他()			使用賃借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日 終期 年 月 31日	□ 円 □ kg □ 円/10a □ kg/10a		

※「他()」のカッコ内は ①山林 ②原野 ③雑種地

2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項 (甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済ということ)を承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。 (丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	3 農地附属物に関する合意事項 <input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物がある(予定含む) 果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の取去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
--	---

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。